

報告事項

【資料2】

令和5年度の取組等について

1. 令和5年度当初課税の状況等について
2. 今後の国保税改正スケジュール（予定）について

令和5年8月10日（木） 安城市国民健康保険運営協議会 1

令和5年度当初課税の状況等について

令和5年度本算定 国民健康保険税

区分	医療分	後期分	介護分	計
所得割	5.25% (+0.37%)	2.71% (+0.36%)	2.24% (▲0.14%)	10.2% (+0.59%)
均等割	22,700円 (+1,900円)	11,300円 (+1,600円)	11,600円 (▲500円)	45,600円 (+3,000円)
平等割	14,600円 (+900円)	7,300円 (+900円)	5,700円 (▲300円)	27,600円 (+1,500円)

()内は令和4年度(現行税率)との比較

【参考】 令和4年度 国民健康保険税

区分	医療分	後期分	介護分	計
所得割	4.88%	2.35%	2.38%	9.61%
均等割	20,800円	9,700円	12,100円	42,600円
平等割	13,700円	6,400円	6,000円	26,100円

2

令和 5 年度当初課税の状況等について

令和 5 年度納税通知書を 7 月 1 4 日に発送

(20,237世帯)

項目	令和 4 年度	令和 5 年度
1人当たり課税額	127,021円	130,704円
前年度との比較	4,779円 (+3.91%)	3,683円 (+2.90%)
被保険者数	32,281人	30,996人
前年度との比較	▲1,026人 (▲3.08%)	▲1,285人 (▲3.98%)

1. 令和5年度当初課税の状況等について

令和5年度の国保税制度改正

①課税限度額（6月議会上程、6月30日施行）

課税限度額・・・1世帯（納税義務者）に課税される上限税額（年間）

区 分	限度額	増減額
医療分	65万円	—
後期分	22万円	+2万円
介護分	17万円	—
合 計	104万円	+2万円

② 軽減措置（6月議会上程、6月30日施行）

区分	改正後基準（世帯主及び国保加入者の合計所得金額）
7割軽減	43万円 + 10万円 × （給与所得者等の数 - 1）以下
5割軽減	43万円 + 29万円 × （国保加入者数） + 10万円 × （給与所得者等の数 - 1）以下
2割軽減	43万円 + 53.5万円 × （国保加入者数） + 10万円 × （給与所得者等の数 - 1）以下

※給与所得者等：一定の給与所得者（給与収入55万円超）及び公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））を受ける者

【参考】

区分	改正前基準（世帯主及び国保加入者の合計所得金額）
7割軽減	43万円 + 10万円 × （給与所得者等の数 - 1）
5割軽減	43万円 + 28.5万円 × （国保加入者数） + 10万円 × （給与所得者等の数 - 1）以下
2割軽減	43万円 + 52万円 × （国保加入者数） + 10万円 × （給与所得者等の数 - 1）以下

③産前産後保険料（税）免除制度

➤ 概要

子育て世帯の負担軽減等の観点から、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者について、産前産後期間相当分（4か月分）の「均等割」及び「所得割」保険料（税）を免除するもの。

➤ 負担割合

国 1 / 2 に相当する額
県 1 / 4 に相当する額
市 1 / 4 に相当する額

➤ 施行期日

令和6年1月1日



2. 今後の国保税改正スケジュール（予定）について

令和6年度の国保税算定について

時 期	項 目	内 容
10月	安城市予算編成開始	前年度の内容を基に予算要求
11月	仮算定	国が示す仮算定係数を踏まえ県が試算
1月上旬	安城市予算案確定	仮算定結果を踏まえ予算案の決定
1月中旬	本算定	国が示す確定係数を踏まえ県が試算
1月下旬	諮問書の送付	諮問書と本算定結果を踏まえた資料を各委員様宛に送付
2月1日	第2回 安城市国保運営協議会	審議・答申
3月・6月	条例改正案等議会上程	答申内容を踏まえ条例改正・予算案審議

7